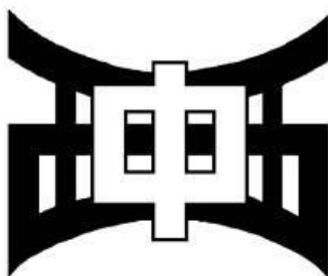


名前（ ）



学校教育目標

心豊かに、たくましく社会を生き抜く力の育成

めざす生徒像

- 自分自身を理解し、お互いを認め合い、高めあう生徒
- 自ら疑問や課題を見つけ、解決に向け、意欲的に考え、学び続ける生徒

【はじめに】

子どもたちを取り巻く環境が、どんどん変化していく中であっても、子どもたち一人一人が「他人に迷惑をかけないこと」「約束を守ること」「時間を厳守すること」など最低限のルールやマナーを守ることなどを通して、規範意識や自律心を高め、社会的に自立していくことは、たいへん大切なことです。

城西中学校では、その自立を支援するために、この「生徒指導規程」を示し、生徒会・保護者と共同して、生徒の健全育成に取り組んでいきたいと考えています。また、ルールやマナーを守らせることで、「安全に、安心して学び、生活することのできる環境づくり」を推進することもできると考えています。

めざす生徒の姿としては、2017 年度から示している「元気な笑顔で OH! OH! OH!」の精神のもと、①自信を持って行動できる、②周りの人に元気を与える、③多くの人から応援をもらえる生徒の育成を創造したいと考えています。

また、「この坂道で強くなる」を合言葉に、粘り強く最後まで踏ん張っていける生徒が増えることを期待したいと考えています。

【第1章 総則】

第1条（目的）

この規程は、福山市立城西中学校の学校教育目標を達成するためのもので、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めます。

【第2章 学校生活に関すること】

第2条（登下校について）

社会の一員として、交通ルールを守り、安全に登下校しましょう。
並列歩行で大きく道にはみ出すことで迷惑をかけない等、歩行のマナーを守りましょう。
自転車通学者については、自転車通学規定を守って登校しましょう。

第3条（登校・遅刻・欠席・早退。完全下校について）

- ①始業時刻は8:25です。8:20をまでに登校しましょう。
- ②8:25に教室の自席に座っていなかった場合には、遅刻になることがあります。
- ③体調不良などで欠席や遅刻になりそうな場合には、8:15までに保護者から学校へ連絡してもらいましょう。
- ④朝8:25以降に登校した場合は、職員室で登校連絡カードを記入してもらい、担任の先生か授業者の先生に提出してください。
- ⑤早退する時は、保護者に連絡が取れたことをもって早退を許可します。
- ⑥登校したら、安全面を考慮して無断で校外には出ないようにしましょう。
- ⑦完全下校時刻は、一年間を通して17:15となります。

第4条（服装、身だしなみ等について）

服装、身だしなみ等については、校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める服装（制服や体操服など）を着用し、正しい着こなしを覚え実践しましょう。

休日や忘れ物を学校に取りに来る場合も、制服または本校指定体操服を着用しましょう。
部活動の朝練習および部活動終了後の登下校の服装は、制服または、体操服で登下校しましょう。

(1)服装について

- ①指定ブレザー
- ②指定ズボン or 指定スカート（女子用のズボンもあります。）
（ズボンをはく際には、ベルトを着用してしましょう。）
- ③白ポロシャツ 長袖 or 半袖（メーカーの指定はありません。）
- ④ソックス（白色・黒色・紺色、ワンポイント可・くるぶしソックス不可）
- ⑤ベスト or セーター
（ベストは学校指定のものがありますが、セーターはありません。セーターについては、学校指定のベストと同系色の黒色や紺色のものにして下さい。）
- ⑥防寒具（マフラーや手袋、耳当てなどは、登下校時に着用してください。）

- ⑦防寒服（指定のウィンドブレーカーにしてください。）
（衣替えについては、各家庭で気温に合わせて判断してください。）
- ⑧通学カバンについては、学校指定の通学カバンを使用してください。必要に応じて、学校指定の補助カバンを使用してください。
- ⑨通学靴については、白の運動靴にしてください。（メーカーの指定はありません。靴ひも、ラインも白とし、通学や体育の授業などにも対応しやすいものを準備してください。）
- ⑩上履きは、指定シューズにしてください。
- ⑪体育の授業、体育的行事（体育大会など）の服装については、指定の体操服を着用して行います。外での活動の際には、白運動靴で行います。体育館内での活動の際には、体育館シューズで行います。
- ⑫部活動の服装は、運動部に所属している生徒は、運動に適した服装（体操服など）を着用してください。文化部に所属している生徒は、必要に応じて、制服と体操服を着用して下さい。

(2)身だしなみについて

- ①髪型は、清潔感のある髪型としましょう。
- ②肩にかかる長さの髪は、結んでください。
（髪留め用のヘアピンやゴムについては、目立たないものにしてください。）

第5条 校内での生活について

学校は、公共の場であり集団生活の場です。授業中・休憩中・部活動中など学校生活の全ての時間において、生徒全員が安心して気持ちよく学校生活を過ごせるように、一人一人が意識して生活していきましょう。

- ①学校の備品について
 - ・学校で学習や部活動を行う際に使用する道具については、みんなで大切に使いましょう。
 - ・万が一壊れたりした場合は、必ず先生に申し出てください。
 - ②持参物について
 - ・学校での学習活動や部活動に必要なでないものは、学校に持ってこないようにしましょう。
 - ・不必要な金銭は持参しないようにしましょう。やむを得ず持参した場合は、朝学活で担任の先生に預けましょう。
- ※ 必要に応じて、学校で預かり保護者に返却します。
- ③教育相談
 - ・生徒・保護者は、相談したいことがある場合、いつでも先生に相談できます。また、スクールカウンセラーにも相談することができます。（毎週水曜日）
 - ④相談室について
 - ・教室で生活を送ることに不安を感じたりする生徒については、相談室を利用することができます。利用する際には、事前に先生と話をしてから利用できます。

⑤関係機関との連携について

次のような過去に起こった重大事件や懸念される事柄については、学校だけの指導だけでなく、保護者との連携や関係機関との連携等を通して指導することがあります。

- ・いじめ
- ・対教師暴力
- ・生徒間暴力
- ・喫煙や飲酒
- ・器物損壊
- ・他の生徒，教職員に対して，セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）など

第6条（個別指導について）

通常の指導だけでは、本人の反省が不十分である場合や、他の生徒の安心・安全が十分に確保できないと学校長が判断した場合には、別室にて個別の指導を行うことがあります。

【第3章 校外での生活に関すること】

校外で行われる学校の教育活動（部活動の遠征・行事および修学旅行を含む校外活動など）においては、「校内での生活」の規定通りを原則とします。

学校行事以外での校外での生活については、保護者責任が指導の基本となりますが、学校も生徒支援の観点から家庭・関係機関と連携を取り指導します。

第7条（校外の生活について）

法律で禁止されていることは、当然してはいけません。（喫煙，飲酒，無免許運転など）校内同様に、一人一人が安心して気持ちよく生活することができるように、一人一人が意識して生活していきましょう。